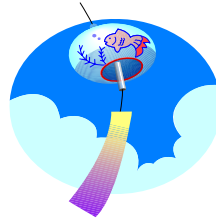


# 西尾雅枝社会保険労務士事務所ニュースレター

## 占出山町だより



2010年8月号

暑い日が続きますが、皆様、夏負けなどはなさっていませんか。  
小学生のころの夏休み、風鈴の音を子守唄に、昼寝をした昔に帰りたいですね。  
今回は、第3号被保険者のお話です。



8月号目次

☆ 第3号でなくなるとき



### ☆ 第3号でなくなるとき

#### ・第3号被保険者とは？

国民年金には、任意加入の被保険者を除くと、3種類の被保険者が存在します。

第1号 厚生年金等の被用者年金制度に加入していない20歳以上～60未満歳の人

第2号 被用者年金制度の被保険者

第3号 第2号の配偶者で20歳以上65歳未満の人

さて、その3号なのですが、

第3号被保険者とは、会社員や公務員、つまり被用者年金制度に加入している人の配偶者で、20歳から60歳未満の人が一定条件をクリアした場合なることができます。

第3号被保険者である期間は、保険料の納付なしで、記録上は国民年金の保険料を納付したとみなされる期間となります。

#### ・第3号とみなされなくなる時は？

この第3号被保険者は、自分で保険に加入する、辞めるということがないため、第3号であるのか、そうでないのか、ご自身がつい、うっかり、認識していないケースが多いのです。

3号とみなされなくなるケースは、大雑把にいきますと、以下のような場合があります。

1. ご自身が60歳に達したとき
  2. 配偶者が被用者年金制度から脱退したとき
- そして、本当に、つい、うっかりなのが、以下の
3. 配偶者が65歳に達したときなのです。

(裏面に続く)

・配偶者が65歳に達したときにどうなるか？

国民年金法第9条で、第3号被保険者について、

「第2号被保険者の配偶者であって、主として第2号被保険者の収入により生計を維持するもののうち、20歳以上60歳未満のもの」と規定しています。

そして、第2号被保険者については、第9条では年齢制限を設けていません。

ところが、国民年金法附則第3条では、第2号被保険者の特例があり、65歳以上の第2号被保険者とは、老齢や退職を支給事由とする年金の受給権を有しない者、となっています。

つまり、65歳以上で、老齢の年金の受給権を持っている人は、被用者年金（厚生年金のある会社で働いておられれば、厚生年金保険の被保険者とはなるが、国民年金の第2号被保険者ではなくなる、ということなのです。

そして、この65歳以上で、第2号被保険者でなくなった人の配偶者は、60歳未満でそれまで第3号であった場合、第3号とはみなされなくなります。

この場合、ご自身が60歳に達するまで、国民年金の第1号被保険者となる、ということになります。

・具体的には

第2号である夫（妻）が65歳に到達した場合、その60歳未満の妻（夫）に国民年金保険料の納付を知らせる封書が届きます。

☆ずっと、第3号被保険者であった方からご相談を受けました。

突然、お知らせが届き、上記の事を指摘されても、夫は、以前（65歳前）と同じように、保険料を払っているのに、どうして？と驚いておられました。

西尾雅枝社会保険事務所は、各種年金や公的保険制度のご相談をお受けしています。機密性のある相談スペースで、秘密厳守でお話を伺います。お気軽にご相談下さい。

特定社会保険労務士&年金コンサルタント

西尾 雅枝

## 西尾雅枝社会保険労務士事務所

電話&ファクス(075)241-4586

メール [nishio@nishio-sr.com](mailto:nishio@nishio-sr.com)

ホームページオープン！アクセスはこちらから <http://www.nishio-sr.com>

営業時間 午前9時～午後5時30分（日曜・祝日定休日）

〒604-8155 京都市中京区錦小路通室町東入 占出山町308

ヤマチュウビル2階 N10

阪急京都線「烏丸駅」、市営地下鉄「四条駅」

四条烏丸バスターミナルからいずれも徒歩2分

